

様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員を担当業務の実績に係る評価及び研究所の中期計画の達成度又は実施状況等を客観的評価に基づいて報酬に反映させるべく、役員に支給される賞与である特別手当については、文部科学省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果及び担当業務に対する貢献度等を参考にして、その額の100分の10の範囲内で増減できることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に準拠し、以下の措置を講ずることとした。 ・実施期間：平成24年4月～平成26年3月（俸給表関係の措置は平成23年度分を平成24年6月期の特別手当にて調整） ・俸給表関係の措置の内容：△0.76% ・俸給月額の内容：△9.77%、 ・諸手当関係の措置の内容：特別地域手当 △9.77%、特別手当 △9.77%
理事	法人の長に同じ。ただし、俸給表関係の措置の内容は△0.77%
理事（非常勤）	該当者なし
監事	該当者なし
監事（非常勤）	変更なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬（給与）	賞与	その他（内容）	就任	退任	
法人の長	千円 14,791	千円 9,964	千円 3,659	千円 996（地域手当） 172（通勤手当）		3月31日	
理事	千円 12,784	千円 8,478	千円 3,113	千円 848（地域手当） 345（通勤手当）		3月31日	◇
A監事 （非常勤）	千円 204	千円 204	千円 0	千円 （ ）			
B監事 （非常勤）	千円 204	千円 204	千円 0	千円 （ ）			

注1：「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2：「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長	千円 10,725	年 8	月 0	H25.3.31	1.0	退職手当の内払いにより業績勘案率を1.0として支給	
理事	千円	年	月			該当者なし	
監事	千円	年	月			該当者なし	
監事A (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

人件費の見積もりを考慮し、職種別の級別人数の目安を定めた上で、職員一人一人の研究所の業務に対する貢献度を、その職務遂行能力、職責、業績に応じて給与に適切に反映させる。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条第3項の規定により、社会一般の情勢に適合したものとするため、国家公務員の給与水準等をその基準として考慮し、決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定に当たって、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績により行っている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。
俸給月額	毎年度1月1日の昇給日において、同日前1年間に於けるその者の勤務成績に応じて決定される昇給号俸数により昇給する。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

「国家公務員の給与の改定及び臨時特例法に関する法律」(平成24年法律第2号)に準拠し、以下の措置を講ずることとした。

(職員について)

- ・実施期間:平成24年5月～平成26年3月(俸給表関係の措置は平成24年4月から実施)
- ・俸給表関係の措置の内容:平均△0.23%
- ・俸給月額の内容:一般職7級以上及び研究職5級以上 △9.77%、一般職3～6級及び研究職3、4級 △7.77%、一般職2級以下及び研究職2級以下 △4.77%
- ・諸手当関係の措置の内容:管理職手当 一律△10%、期末手当及び勤勉手当 一律△9.77%、地域手当 俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に10%を乗じて得た額
- ・国と異なる措置:人事交流職員については、交流元の措置内容・実施時期に合わせた減額措置を実施。

(役員について)

- ・実施期間:平成24年4月～平成26年3月(俸給表関係の措置は平成23年度分を平成24年6月期の特束手当にて調整)
- ・俸給表関係の措置の内容:法人の長 △0.76%、理事 △0.77%
- ・俸給月額の内容:一律 △9.77%、
- ・諸手当関係の措置の内容:特別地域手当 △9.77%、特束手当 △9.77%

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

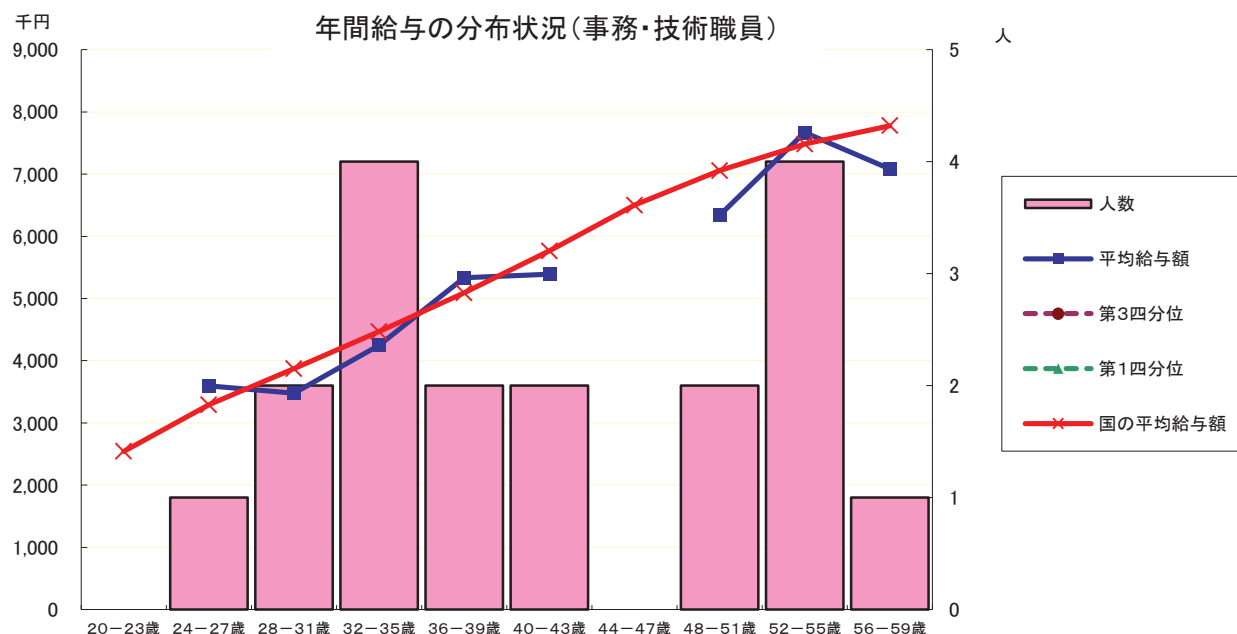
区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 45	歳 45.7	千円 6,921	千円 5,304	千円 153	千円 1,617
事務・技術	人 18	歳 41.8	千円 5,708	千円 4,336	千円 184	千円 1,372
研究職種	人 27	歳 48.2	千円 7,729	千円 5,948	千円 132	千円 1,781

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員の職種は、上記の2種類のみ。

注3:在外職員、任期付職員、再任用職員及び非常勤職員は該当者がいない。

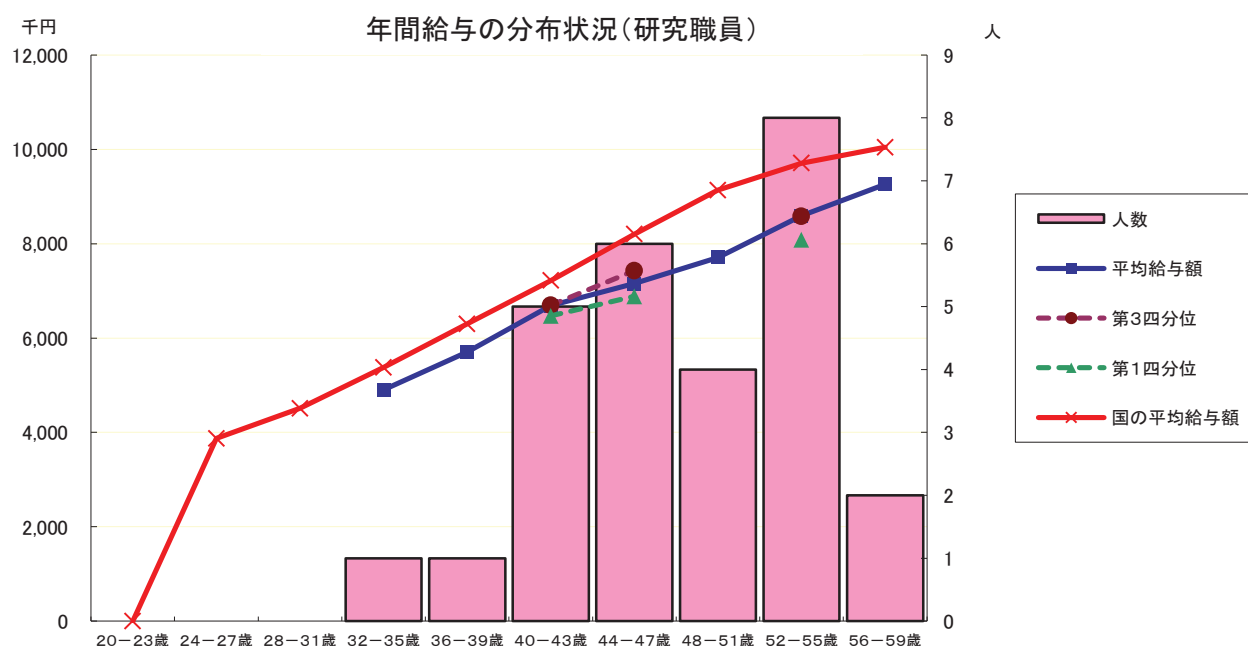
② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:該当者が4人以下の年齢階層については当該個人に関する情報を特定される恐れのあることから、第1・第3四分位折れ線を省略した。

注3:該当者が2人以下の年齢階層については当該個人に関する情報を特定される恐れのあることから、平均給与額を示す点を省略した。



注1:該当者が4人以下の年齢階層については当該個人に関する情報を特定される恐れのあることから、第1・第3四分位折れ線を省略した。

注2:該当者が2人以下の年齢階層については当該個人に関する情報を特定される恐れのあることから、平均給与額を示す点を省略した。

(事務・技術職員)

分布状況を示す グループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
部長	1	—	—	—	—
課長	1	—	—	—	—
課長補佐	5	50.1	6,290	6,437	6,704
係長	6	40.5	4,409	5,132	5,854
主任	2	—	—	—	—
係員	3	27.8	—	3,518	—

注1: 部長、課長、主任については該当職員が2人以下のため、当該個人に関する情報を特定される恐れのあることから人員以外を省略した。
 注2: 係員については該当職員が4人以下のため、当該個人に関する情報を特定される恐れのあることから第1・第3分位を省略した。

(研究職員)

分布状況を示す グループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
研究部長	4	57.0	—	9,373	—
研究課長	10	51.6	7,737	8,009	8,368
主任研究員	11	43.6	6,496	6,982	7,582
研究員	2	—	—	—	—

注1: 研究部長については該当職員が4人以下のため、当該個人に関する情報を特定される恐れのあることから第1・第3分位を省略した。
 注2: 研究員については該当職員が2人以下のため、当該個人に関する情報を特定される恐れのあることから人員以外を省略した。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		係員	係員主任	係長主任	課長補佐 係長	課長 課長補佐	課長	部長
人員 (割合)	人 (5.6%)	人 (22.2%)	人 (33.3%)	人 (27.8%)	人 (5.6%)	人 ()	人 (5.6%)	人 (5.6%)
年齢(最高～最低)			34～24	50～35	56～37			
所定内給与年額(最高～最低)		千円	千円 3,342～2756	千円 4,808～3,138	千円 5,235～4,236	千円	千円	千円
年間給与額(最高～最低)		千円	千円 4,259～3,598	千円 6,388～4,187	千円 7,082～5,648	千円	千円	千円

区分	8級	9級	10級
標準的な職位	部長	部長	理事長が決定する
人員 (割合)	人 ()	人 ()	人 ()
年齢(最高～最低)			
所定内給与年額(最高～最低)	千円	千円	千円
年間給与額(最高～最低)	千円	千円	千円

注: 1級、5級及び7級については、級別及び職種別に該当が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人員以下の欄について記載を省略した。

(研究職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		研究補助員	研究員	主任研究員	総括研究員 主任研究員	上席総括研究員 総括研究員	理事長が決定する
人員 (割合)		人 該当なし (%)	人 1 (3.7%)	人 13 (48.1%)	人 9 (33.3%)	人 4 (14.8%)	人 該当なし (%)
年齢(最高～最低)		歳	歳	歳 48～37	歳 54～49	歳 59～54	歳
所定内給与年額 (最高～最低)		千円	千円	千円 6,222～4,427	千円 6,866～5,610	千円 7,711～6,551	千円
年間給与額(最高～最低)		千円	千円	千円 7,974～5,708	千円 8,721～7,348	千円 10,423～8,549	千円

注:2級については、級別及び職種別に該当が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人員以下の欄について記載を省略した。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 58.8	% 56.8	% 57.7
	査定支給分(勤勉 相当)(平均)	% 41.2	% 43.2	% 42.3
	最高～最低	% 44.6～36.6	% 47.7～36.7	% 46.3～36.7
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.3	% 65.5	% 64.9
	査定支給分(勤勉 相当)(平均)	% 35.7	% 34.5	% 35.1
	最高～最低	% 37.7～33.7	% 37.8～29.6	% 37.7～32.3

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 59.2	% 60.7	% 60.0
	査定支給分(勤勉 相当)(平均)	% 40.8	% 39.3	% 40.0
	最高～最低	% 45.2～33.9	% 45.2～31.1	% 45.2～32.6
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.3	% 66.0	% 65.2
	査定支給分(勤勉 相当)(平均)	% 35.7	% 34.0	% 34.8
	最高～最低	% 40.5～32.2	% 37.8～30.2	% 37.4～32.9

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)	対国家公務員(行政職(一))	97.1
	対他法人(事務・技術職員)	91.1

(研究職員)	対国家公務員(研究職)	88.7
	対他法人(研究職員)	88.8

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 97.1		
	参考	地域勘案	100.4
		学歴勘案	94.6
		地域・学歴勘案	99.7
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	該当なし 【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 99.5% (国からの財政支出額 961,938千円、支出予算の総額 966,438千円：平成24年度予算) 【検証結果】 対国家公務員指数は100を下回っており、適正な給与水準にあると考える。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成23年度決算)		
	【検証結果】 該当なし		
講ずる措置			

○研究職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 88.7		
	参考	地域勘案	94.8
		学歴勘案	88.2
		地域・学歴勘案	94.5
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	該当なし 【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 99.5% (国からの財政支出額 961,938千円、支出予算の総額 966,438千円：平成24年度予算) 【検証結果】 対国家公務員指数は100を下回っており、適正な給与水準にあると考える。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成23年度決算)		
	【検証結果】 該当なし		
講ずる措置			

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年 度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成23 年度)からの増△減
給与、報酬等支給 総額 (A)	千円 484,206	千円 551,540	千円 (%) △ 67,334 (△ 12.2%)	千円 (%) △ 67,334 (△ 12.2%)
退職手当支給額 (B)	千円 104,818	千円 117,936	千円 (%) △ 13,118 (△ 11.1%)	千円 (%) △ 13,118 (△ 11.1%)
非常勤役職員等給 与 (C)	千円 41,287	千円 36,300	千円 (%) 4,987 13.7%	千円 (%) 4,987 13.7%
福利厚生費 (D)	千円 69,764	千円 76,941	千円 (%) △ 7,177 (△ 9.3%)	千円 (%) △ 7,177 (△ 9.3%)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 700,075	千円 782,717	千円 (%) △ 82,642 (△ 10.6%)	千円 (%) △ 82,642 (△ 10.6%)

総人件費について参考となる事項

・給与、報酬等支給総額が前年度に比べ減額となっているのは、①「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に準拠した措置を行ったこと、②人事異動等による職員の年齢構成の変化によるもの及び③職員数の減によるものだと考える。

具体的には、①による削減額35,928千円(役員2,578千円、事務・技術職員10,442千円、研究職員22,908千円)②平均年齢:平成23年度末46.78歳→平成24年度末45.56歳③職員数:平成23年度末69人→平成24年度末64人。

・最広義人件費が前年度に比べ減額となっているのは、上記①、②及び③の要因に加え④「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」に準拠した措置を行ったこと及び⑤定年による退職者数の減によるものだと考える。

具体的には、④による削減額3,211千円⑤定年による退職者数:平成23年度3人→平成24年度1人。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

役職員の退職手当について、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に準拠し、平成25年1月1日から以下の措置を講じた。

・役員に関する講じた措置の概要:在職期間1月につき退職の日におけるその者の俸給月額に乘じる支給率を12.5/100から、87/100を乗じた10.875/100とした。(経過措置 平成25年1月1日～同年9月30日:12.25/100、平成25年10月1日～平成26年6月30日:11.5/100)

・職員に関する講じた措置の概要:勤続20年以上の定年退職等の退職手当額に乘じることとしていた調整率を104/100から、87/100に変更し、併せて勤続年数及び退職理由にかかわらず、すべての退職者に適用することとした。(経過措置 平成25年1月1日～同年9月30日:98/100、平成25年10月1日～平成26年6月30日:92/100)